

## 平成24年度調達価格等の適用にかかる救済措置について

高圧・特別高圧（※）で再生可能エネルギー発電設備の系統連系を希望される場合は、「事前照会（接続検討）のお申込み」をいただいたうえで、弊社からのその回答結果を踏まえて、「系統連系のお申込み」を改めて提出いただくこととなっております。

当初、弊社におきましては、事前照会（接続検討）にかかる接続検討に最大3ヶ月を要することから、平成24年度調達価格等の適用を希望される事業者様については、平成24年12月28日までに当該「事前照会（接続検討）のお申込み」を提出いただくよう、お願いしていたところです。

しかし、本年1月以降も事業者様からの事前照会（接続検討）のお申込みが殺到し、平成24年度調達価格等適用の強い要望が電力各社に寄せられていることから、このたび、以下の救済措置を実施することと致しました。

具体的には、平成25年3月29日までに弊社へ「事前照会（接続検討）のお申込み」をいただいたにもかかわらず、弊社からの検討結果の回答がないため、年度内に「系統連系のお申込み」を行えない事業者様につきましては、平成25年3月29日までに下記に添付の『告示に規定する接続申込書』（以下、「本申込書」といいます。）を、弊社窓口までご提出いただければ、平成24年度調達価格等の適用にかかるお申込みとさせていただきます。

ご希望の事業者様はお手続き下さいますよう、よろしくお願い致します。

なお、経済産業省資源エネルギー庁からは、本申込書が平成24年度調達価格等の適用を受けるための系統連系に関する契約の申込み書類に該当するとの解釈については問題ないとの確認を受けています。

また、本申込書のご提出にあたりましては、記載されている同意事項を予めご了承いただいたうえでご提出願います。

以上

（※）低圧で系統連系する場合であっても、事前照会（接続検討）が必要となる場合もございます。